



LINE UP

CONTENTS

■ コロナ借換保証制度が開始しました

長崎オフィス所長よりご挨拶

- 「三箇の1mm」を見て思うこと 2P
- 確定申告が必要な方 3P
- まだ間に合う！電子帳簿保存法 第2回 3P
- 税務カレンダー・相談役からの一言 4P
- 月60時間超の割増賃金率の変更 特別編 1P
- ビットコイン取引の税務について 特別編 2P



Message

コロナ借換保証制度が開始しました

2023年も1カ月が過ぎ、2月に入りました。ちょうど3年前、2020年の2月頃から日本でもコロナが流行を始め、その頃に長崎市で開催中であったランタンフェスティバルでも、出演予定の中国雑技団の来日が中止になる等の影響がありました。その後、ランタンフェスティバルは2年連続で中止となってしまいました。

さて、コロナ流行が始まった2020年に、コロナの影響を受けた事業者を支援するために実質無利子・無担保で融資する通称「ゼロゼロ融資」という制度が作られ、全国で234万件、総額42兆円の融資がおこなわれました。この融資の返済が今年、本格的に始まります。この融資制度が始まった際には、返済が始まる頃にはコロナ禍も収まり返済可能な状況になっていると想定していたのですが、実際はまだまだコロナの影響は大きいというえに、原材料高騰や円安といった逆風もあり、返済が困難な事業者も少なくありません。

そこで政府は、コロナの影響を引き続き受けている事業者を対象に今年1月10日からコロナ借換保証という制度を開始し、ゼロゼロ融資の返済負担の軽減を図っています。しかし、この制度を利用する条件と

して「『経営行動計画書』を作成したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受ける」というものが挙げられています。

この経営行動計画書の作成については、弊社からご支援できますので、コロナ借換保証制度の利用を検討される際は、ぜひご相談ください。

予想されていたとおり、年明けにコロナ感染者が急増しましたが、国としては景気回復を優先し、特段の規制はしない方針のようです。前述のランタンフェスティバルも3年ぶりに開催され、私もボランティアとして運営に参加しました。コロナによって変わってしまい、元には戻らないものも多くあるでしょうが、各地域の特色となるイベントや伝統文化はなるべく元に戻して、次代に引き継いでいきたいものです。



内田会計グループ 代表
長崎オフィス 所長

税理士 内田 佳伯

「三笥の1mm」を見て思うこと

皆さんもご存知の方が多いと思います。
サッカーワールドカップ、日本対スペイン戦 三笥選手のシーンです。
「ゴールラインを割った!」「無理だ!」 そう思った人が多かったのではないのでしょうか? デジタル技術により正確に判定され、「オンライン!」ゴールにつながりました。



今は判定までに少し時間がかかりますが、進化が進めば瞬時に判定できるようになり、そのシーンがVR (Virtual Reality) 技術などで様々な角度から見られるようになります。サッカー場に行かなくても、自宅にしながら臨場感のある360度からの観戦が可能になります。一つのシーンですが、様々な可能性を感じさせられました。

デジタルは、人間の限界を超えて猛スピードで進化を続けています。デジタルのメリットとして一つ言えるのは、「つながる」ということです。1+1=2の時間をかけていたことが、1+1=1.5、うまく行けば1の時間で仕事ができるかもしれません。それが重なると、多くの時間が削減されます。作業負担を減らすことは、雇用の継続や、退職者を減らすことにもつながりますし、残業代があれば削減され、急な退職にもデジタルが覚えているので対応しやすくなります。

例えば、国税庁のホームページから申告できる「確定申告等作成コーナー」では、毎年情報連携が進んでいます。マイナンバーを活用して、下図の情報がつながりました。今までは一つ一つ集めて手入力していたものが自動化されています。

令和5年1月以降の
マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費 . . .	NEW 1年間分の情報が取得可能に!	NEW 公的年金等の源泉徴収票
ふるさと納税	NEW 国民年金保険料	生命保険 地震保険
株式の特定口座	住宅ローン控除関係	

【引用】
国税庁 所得税の確定申告
マイナポータル連携で確定申告書に自動入力!



https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/03.pdf

すべてがデジタルに置き換わることを私は全く望まないのですが、会社や自分自身に合った形でデジタル化を取り入れていきたいと思っています。ただ、進化が早いので、取り残されないためにも、できる部分のデジタル化は今から進めておく必要があるのではないかと考えています。

デジタル化に興味をお持ちの方は、IT支援課 (TEL:095-861-2054 担当:東野・内野)までご相談ください。

確定申告が必要な方

税理士法人 内田会計事務所 税務管理室 室長
福田 敏夫

新たな年になりましたが、あっという間に1月が終わって2月となり、また今年も確定申告の時期となりました。

国税庁などで調べていただければ詳しく書かれていますが、今回は確定申告が必要となる方、その中でも給与所得がある方についてお知らせいたします。

①給与所得がある方

大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要です。

次の計算において残額があり、さらに (1) から (6) のいずれかに該当する

(計算)

- 1 各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。
 - 2 課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。
 - 3 所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増収策等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。
- (1) 給与の収入金額が 2,000万円を超える
 - (2) 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が 20万円を超える
 - (3) 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える
※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
 - (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
 - (5) 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
 - (6) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている

他に、雑損控除・医療費控除・寄附金控除・住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）の適用を受ける場合。上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けようとする方も確定申告が必要となります。

内容等にご不明な点などがございましたら、弊社担当者へご質問ください。

【引用】国税庁 確定申告が必要な方

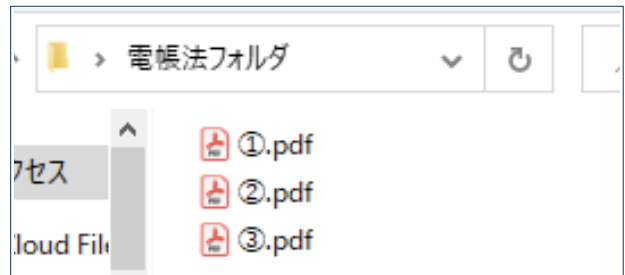
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki2017/a/01/1_06.htm

まだ間に合う！電子帳簿保存法 第2回

有限会社医療福祉評価センター 経理コンサル課 課長
藤川 奈穂子

今回は、コストを掛けずに今の環境でできる電子帳簿保存法対応をご紹介します。

- ①ダウンロードした電子取引データに番号をつけて、専用のフォルダに保存する



- ②国税庁HPから索引簿の作成例(検索機能用 Excel)をダウンロードし、①と関連付ける
- ③国税庁HPから「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(ひな形)」をダウンロードし自社の規程にして備える



国税庁 電子帳簿保存法関係 / 各種規程等のサンプル

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

最低限の法律の要件だけ満たして乗り切りたいという場合は、この方法でご対応いただいで問題はなりません。

いかがでしょう。単純に手間が増えているだけのような印象を受けませんか？ データ保存やチェックする必要があるため、手間が増え、人件費が余分に掛かってくるという状態です。これらの検索機能は税務調査のために必要で、つまり、税務調査のためにコストが増えるということになります。

また、パソコンにデータを保存していて、そのパソコンが壊れてしまったらデータがなくなる可能性もありますので、バックアップを取るといった対策もしなければなりません。本当に手間がかかる作業ですが、これが何か他のことに生きるかというとなかなか難しい、拡張性がないというのが現実です。

今回は、新たなシステムを導入して電子帳簿保存法対応をする方法をご案内します。

Calendar

税務カレンダー



2月						
SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月						
SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

- 令和4年分贈与税の確定申告
【申告期限】 令和5年2月1日(水)~3月15日(水)
- 令和4年分所得税の確定申告
【申告期限】 令和5年2月16日(木)~3月15日(水)
- 12月決算法人の確定申告
【申告期限】 2月28日 (火)
- 6月決算法人の中間申告
【申告期限】 2月28日 (火)
- 固定資産税第4期分の納付
【納期限】 2月中において市町村の条例で定める日

税理士法人内田会計事務所は、
「M & A 支援機関」に登録されています。



M & A 支援機関制度は、中小企業が安心して M & A に取り組める基盤を構築するために中小企業庁が創設した制度です。
詳しくは QRコードよりご確認ください！

Column

相談役からの一言

同じ志を持つ

晩冬の頃となりました。皆様お元気でしょうか。
京セラ、KDDI を創業し、会社更生法の適用を申請した日本航空 (JAL) をわずか 2 年で V 字回復させた故稲盛和夫氏は私の尊敬する経営の先生でした (昨年 8 月 24 日逝去)。20 数年前に鹿児島大学を訪問した際にひとときわ立派な建物がありました。学校関係者から「卒業生の京セラの稲盛氏から寄付された工学部校舎」「稲盛氏は故郷の鹿児島に複数の京セラ工場を作った」との話を知りました。御恩を受けた大学と故郷に多大な恩返しをされている人間味がある薩摩隼人でした。
稲盛氏の話は経営者として心に響きます。「批判的な人は排除する。目的を達成するためには、情熱と思いがいちばん大切なのだ」「私はまずリーダーが『利他もしくは世のため人のためになる』という大義名分のあるビジョンを持つことが先決と考えています」

「同質性を最優先する。心の状態という意味でのベースになる土壌は同じで、そこから出てくる発想、戦略、戦術は多様なものであるべきです。そこを、ベースの部分まで価値観というとおかしくなる。例えば、俺だけもうかればいいというげつない価値観の人間と、優しい思いやりの心を持った人間と一緒にやってもうまくいきません」(以上は週刊ダイヤモンド 2022/12/24・31 合併号から抜粋)。

経営において多様性が尊ばれる時代ですが同質性を持つ強みは特に日本企業では重要な要素だと思います。経営者の思いを社員が共有することで社員満足度 (ES) も顧客満足度 (CS) も高くなります。経営者の皆様におかれましては経営者の思いを社員に繰り返し話をされ同じ志を持つ労使一体の組織にされることを期待しています。
相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

 **095-861-2054** (平日 9:00-18:00)

 info@uchida.or.jp

 <http://www.uchida.or.jp>

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556